

公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター会員安全・
適正就業基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業することができるよう必要な事項を定めるものとする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、慌てたりしないこと。
- (2) 服装・履物は作業に合った動きやすいものにする。
- (3) 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (4) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (5) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (6) 酒気を帯びての就業は絶対に慎むこと。

(安全保護具)

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて安全带又は命綱を使用しなければならない。

2 会員は、脚立、はしご等を使用する場合は、一部を固定し、又は共同作業者が支えなければならない。

3 会員は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる作業別に必要な保護具を着用し、作業に従事しなければならない。

- (1) 剪定—安全带
- (2) 消毒—防毒眼鏡及び防毒マスク

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。この場合において、自動車、バイク及び自転車

によるときは、十分注意し、運転しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

4 会員は、草刈機(刈払機)を使用する場合は、跳ね石に注意し、周囲の状況を確認して作業しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心がけなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時若しくは就業中にけがをしたとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定めるもののほか、センター等から指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年5月2日から施行する。